

結核健診等補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、結核予防の事業を行うことにより、地域住民の健康増進並びに結核予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の2第1項の規定により、学校の長又は施設の長が行う結核定期健康診断に要する経費について、学校又は施設の設置者に対し、法第60条の規定に基づき、結核健診等補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象経費)

第2 学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。）の長又は社会福祉施設の長が、当該学校の学生又は当該施設に入所している者に対して行う法第53条の2第1項に規定する定期の健康診断に要する費用とする。ただし、これらの費用を徴する場合は交付対象から除外する。

(交付額の算定方法)

第3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

別表結核健診等補助金交付基準第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とし、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書（様式第1号別紙1）
- (2) 事業計画書及び所要額明細（様式第1号別紙2-1及び同別紙2-2）
- (3) 収支予算書（様式第1号別紙3）
- (4) 補助金振込先調書（様式第1号別紙4）

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は次のとおりとする。

- (1) 結核健診等事業の内容を変更する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けること。
- (2) 結核健診等事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 結核健診等事業が予定の期間内に完了しない場合又は結核健診等事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による結核健診等事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定により、補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 補助金精算書 (様式第4号別紙5)

(2) 補助金精算明細書 (様式第4号別紙6)

(3) 収支精算書 (様式第4号別紙7)

(補助金の交付)

第7 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することがある。

(書類の提出部数)

第8 この要綱により知事に提出する書類の部数は、次のとおりとする。

(1) 交付申請書 正副各1部

(2) 計画変更申請書 正副各1部

(3) 中止(廃止)承認申請書 正副各1部

(4) 実績報告書 正副各1部

附 則

1 この要綱は、昭和61年12月15日から施行し、昭和61年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、昭和62年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年12月18日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成元年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年12月19日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成2年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年11月11日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成3年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年11月27日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成4年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年11月24日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成5年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年11月25日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成6年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年11月30日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成7年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年11月25日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成8年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年11月7日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成9年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年11月5日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成10年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年12月2日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成11年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年11月18日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成14年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年7月10日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成15年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年12月6日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成16年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年1月27日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成17年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年11月30日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成19年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年11月21日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成20年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年11月4日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成21年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年11月22日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成22年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月19日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成23年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年9月25日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成24年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成26年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月15日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月28日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

別 表

第1 基 準 額	第2 対 象 経 費
次に掲げる額の合計	学校又は施設の設置者が感染症法第53条の2条第1項の規定による健康診断(事業者である市町村が行う健康診断を除く。)のために必要な報酬、職員手当、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに公課費
(1) 医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数 × 454円	
(2) 医療機関で70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数 × 478円	
(3) 医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数 × 506円	
(4) 医療機関で精密検査(通常検査)を受けた者の延べ数 × 7,994円	
(5) 医療機関で精密検査(直接撮影省略)を受けた者の延べ数 × 6,494円	
(6) 医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数 × 1,767円	